

# H31年度 尼崎市立武庫中学校課外クラブ活動に係る活動方針

尼崎市立武庫中学校の課外クラブは、各部の責任者(以下「顧問」)の指導の下、尼崎市立中学校運動部活動の方針に則り、次のとおり活動する。

## 1 設置部

- (1) 運動部(6クラブ)  
陸上競技部、野球部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、柔道部
- (2) 文化部(4クラブ)  
吹奏楽部、美術部、放送部、書道部
- (3) その他(個人登録により大会に出場する競技)  
水泳、剣道、バドミントン

## 2 活動

- (1) 活動時間
  - ① 平日2時間程度、土・日曜日等の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等の参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動しこの限りではない。
  - ② 長期休業中の活動についても、学期中に準じることを原則とし適切に休業日を設けるものとする。また、長期休業中等に終日練習を計画する場合は適切に休憩時間を取り入れる等、生徒及び顧問の健康安全を十分に考慮して実施する。
- (2) 休養日
  - ① 各部において、週当たり2日以上休養日を設ける。  
(平日及び土・日曜日等の休業日にそれぞれに1日以上設定)
  - ② 土・日曜日等の休業日に大会参加等で活動する場合は、学校長と相談し許可を得て休業日を他の日に振り替える。
- (3) その他
  - ① テスト期間中(テスト1週間前～テスト最終日の前日)は、原則、活動休止期間とする。  
ただし、大会が間近にせまっている等、活動する必要がある場合は、事前に学校長と相談の上、許可を得て活動する。
  - ② 早朝練習については、各部の状況により実施するものとするが、生徒の体調等安全には十分留意して実施する。また、登校時や準備等において大声・音等で近隣に迷惑をかけないよう十分に注意する。
  - ③ その他、尼崎市立中学校長会申し合わせ事項による。

## 3 留意事項

- (1) 各部の指導は、複数の顧問で指導にあたる。(複数顧問制)
- (2) 活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康安全に十分留意する。
- (3) 各部は、年間計画(所定様式)、月間練習計画・報告(所定様式)を作成する。
- (4) 各部は、年1回以上保護者会を開催する。